

議 会 運 営 委 員 会 記 録

と き 令和 8 年 3 月 23 日

国 分 寺 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会

令和8年3月23日（月）

○ 出 席 委 員

委 員 長	高 瀬 かおる
副 委 員 長	はぎの 英 輔
委 員	対 馬 ふみあき
	寺 嶋 たけし
	小 坂 まさ代
	田 中 政 義
	皆 川 りうこ
議 長	尾 沢 しゅう
副 議 長	星 かつろう

○ 審 査 事 項

- 1 議案の撤回及び追加議案について
- 2 3月23日の流れ等について
- 3 その他
- 4 議事日程（追加日程）について
- 5 議案第1号 令和8年度国分寺市一般会計予算に係る討論の順番について
- 6 その他
- 7 意見書について
- 8 委員会提出議案について
- 9 議事日程（追加日程）について
- 10 その他
- 11 次回の議会運営委員会について

午前 9 時 31 分開会

○高瀬委員長 おはようございます。ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初に議長から御挨拶をお願いいたします。

○尾沢議長 おはようございます。

本日、第 1 回定例会の最終日ということになります。

市長から議案の撤回の説明、それから追加議案等もございますので、この議会運営委員会で今後の流れ等を御確認・御協議いただければというふうに思っております。

それではよろしくお願いいたします。

○高瀬委員長 ありがとうございます。

それでは、手元メモに沿って進めて参ります。



○高瀬委員長 1 番 **議案の撤回及び追加議案について**、市長からお願いいたします。

○丸山市長 皆様おはようございます。

貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

議案第 19 号、国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例につきましては、2 月 24 日に開催された総務委員会において、条例の施行期日を修正する必要があるため、撤回を表明させていただきました。

改めまして、本日の本会議において撤回を表明させていただきたいと思っております。

それに伴いまして、新たに議案第 50 号として再提案させていただきたいと思っております。

お手間をかけてしまい大変恐縮でございますが、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

○高瀬委員長 それでは、まず撤回についての御説明をいただきました。

皆さんから何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 それでは、続きまして、追加議案の人事議案について市長から説明をお願いいたします。

○丸山市長 人事案件について、御説明いたします。

議案第 52 号、教育委員会教育長の選任につきましては、古屋真宏氏が令和 8 年 5 月 25 日をもって任期満了となるため、新たに宮本学氏を選任いたしたいというものでございます。

任期は令和 8 年 5 月 26 日から令和 11 年 5 月 25 日までの 3 年間でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により提案するものでございます。

なお、住所、職業等の内訳につきましては、資料を御覧ください。

御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○高瀬委員長 皆さんよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 それでは、そのようをお願いいたします。



○高瀬委員長 続きまして、2 番 **3 月 23 日の流れ等について**、説明をお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長 それでは、3 月 23 日（月）の流れ（案）、議事日程（案）等という資料を御覧ください。

まず3月23日（月）の流れ（案）となります。

杵の一番上が現在開催してございます議会運営委員会、こちらを暫時休憩とした後、2つ目の杵、本会議を開会し、まず議案第19号の撤回の承認について、即決をお願いしてございます。

その後、申し合わせに基づき暫時休憩を挟みまして、追加日程第1としまして議案第49号から議案第51号を所管の委員会へ付託し、委員会での議案審査等のため、本会議を暫時休憩といたします。

続いて、3つ目の杵から5つ目の杵、総務委員会、厚生文教委員会、補正予算審査特別委員会において、追加議案の審査を行っていただきます。

その後、6つ目の杵、議会運営委員会において、各委員会における議案等審査報告を行った後、暫時休憩とさせていただきます。

7つ目の杵、本会議において各委員会の委員長報告の後、採決を行い、その次に人事案件として、議案第52号、教育委員会教育長の選任についてを即決するという流れとなっております。

その後、本会議を暫時休憩いたしまして、8つ目の杵、議会運営委員会におきまして、本会議で陳情第7－6号が採択されましたら、意見書第1号を、また、委員会提出議案第1号、国分寺市政政治倫理条例の一部を改正する条例について御確認をお願いできればと思っております。その後、議運を閉会し、最下段の杵、本会議におきまして、意見書第1号と委員会提出議案第1号を即決していただきまして、閉会中の継続審査等をお諮りし、本会議を閉会するという流れとなっております。

資料を1枚めくっていただくと、第1回定例会の議事日程（案）となっております。

日程第1といたしまして、議案の撤回についてとなっております。

続いて3ページ目が追加日程第1（案）となっております。

追加議案は下段の議案付託一覧表（案）のとおり、各委員会へ付託いたしたいというものでございます。

その次のページから、各委員会における審査事項（案）を載せてございます。

最終ページに議案の撤回請求の写しを添付してございます。

日程の流れ等の説明は、以上でございます。

○高瀬委員長 それでは議事日程、本日の流れ等については、皆さんよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 では、そのようにお願いいたします。



○高瀬委員長 次に、3番 **その他**について、委員から何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 ないようですので、それでは、議会運営委員会を暫時休憩いたします。

午前9時38分休憩

午前11時39分再開

○高瀬委員長 議会運営委員会を再開いたします。



○高瀬委員長 それでは、4番 **議事日程（追加日程）**について、説明をお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長 資料の令和8第1回定例会議事日程（追加日程第2）（案）を御覧いただければ

と思います。

日程第5から日程第33までは各常任委員会からの審査報告となりまして、一括して審査報告をいただき、個別に討論及び採決をお願いする形となります。

日程第34につきましては、こちらは陳情の審査報告ということで、委員長報告の後、採決となります。続いて、日程第35から日程第42までは各特別委員会からの審査報告となります。

なお、討論で一定時間を要することが見込まれるため、日程第37の一般会計予算を議題とする前に休憩を挟ませていただければと考えてございます。

3 ページ目、日程第43の教育委員会教育長の選任については即決となっております。

続きまして、4 ページから6 ページにかけましては、委員会の議案審査報告一覧となっております。賛否が分かれた議案につきましては、網掛けの方をしてございます。

なお、4 ページ中段の総務委員会の議案第50号、それから5 ページ中段の議案第51号、及び6 ページ中段の議案第49号につきましては、先ほど各委員会で全員賛成により可決となっております。

資料7 ページにおきましては、委員会の陳情審査報告一覧となっております。

議事日程等の説明は以上となります。

○高瀬委員長 ありがとうございました。

皆様、なにかございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 それでは、このように進めていけたらと思っております。



○高瀬委員長 次に、5 番 **議案第1号 令和8年度国分寺市一般会計予算に係る討論の順番について**、説明をお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長 こちらの一般会計予算に係る討論の順番につきましては、国分寺市議会会議規則第51条ただし書の規定に基づきまして、議会運営委員会において討論の順序の決定をお願いしたいというものでございます。

討論の順番につきましては、例年どおり、代表質問の順番と同様でお願いしたいと考えております。

順番を申し上げますと、1 番、自由民主党国分寺、2 番、立憲・市民フォーラム、3 番、公明党、4 番、国分寺・生活者ネットワーク、5 番、無会派（れいわ新選組）、6 番、無会派（子どもの未来）、7 番、無会派（日本共産党国分寺市議団）、8 番、無会派、（日本維新の会）となります。

こちらの順番でよろしいか、御確認、御決定のほうお願いいたします。

○高瀬委員長 皆さんよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 では、そのように進めて参ります。



○高瀬委員長 次に、6 番 **その他**について、委員から何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 ないようですので、議会運営委員会を暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後 4 時16分再開

○高瀬委員長 議会運営委員会を再開いたします。



○高瀬委員長 それでは、7 番 **意見書**について、説明をお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長 それでは、意見書第 1 号を御覧ください。

意見書につきましては、申し合わせにより議会運営委員会に諮ることとなっております。

先ほどの本会議におきまして、陳情第 7－6 号が採択されましたが、当該陳情が意見書の提出を求め
るものとなることを踏まえまして、添付の意見書第 1 号が、建設環境委員会から提出されてございます。

こちらにつきましては、陳情審査を行った建設環境委員長より提案いただくということとなります。

なお、意見書の採決は起立表決となりますので、あらかじめ御承知おきの方をお願いいたします。

説明は以上となります。

○高瀬委員長 では、意見書についてはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○高瀬委員長 では、そのように進めて参ります。



○高瀬委員長 次に、8 番 **委員会提出議案**について、説明をお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長 委員会提出議案第 1 号をお開きいただければと思います。

本件につきましては、議会運営委員会の提出議案としまして、国分寺市政治倫理条例の一部を改正する
条例を提案するに当たり、御確認をお願いしたいというものでございます。

こちらは、政治倫理条例等見直し検討委員会の報告書をもとに改正案の精査をしたものとなります。

新旧対照表をお開きください。改正内容といたしましては、資産等報告書の提出内容を国会議員の資
産公開対応等を踏まえて見直しをするといった内容が、主に新旧対照表の 1 ページの第 5 条、それから新
旧対照表の 3 ページから 5 ページにかけての第 7 条という形になります。

新旧対照表の 6 ページの第 23 条第 1 項の改正につきましては、第 21 条の規定により、政治倫理基準等
に反する疑いに関し、市民から調査請求があった際の、議員等の協力義務をより厳しくするといった内容
の改正となっております。なお、こちらにつきましては、検討委員会の報告書では既存の第 1 項は改正
せず、新たに第 2 項を設ける案となってございましたが、第 1 項と重複する部分もあることから記載のよ
うに第 1 項を改正、統合したような形となっております。

続いて、改正文の附則となります。

この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行いたしたいというものでございます。

また、附則の第 2 項として改正前に退職した議員等について、原則として従前の例による旨の経過措
置を設けてございます。

資料の説明は以上となります。

○高瀬委員長 ありがとうございました。

見直し検討委員会での議論がここに反映されてるという報告でした。

皆様の方から何かございましたらお願いいたします。

○皆川委員 この間、見直し検討委員会の方で御審査されたことは、感謝いたします。

この政治倫理条例に関しては、制定当時、平成 13 年になりますが、全議員で審査し、この条例が制定

されたという経緯を知ってる立場として、意見という形で述べさせていただきたいと思います。

全国に先駆けて、もうすでに政治倫理条例をお持ちの議会もあったんですけども、数少ない、その当時としては非常に先進的な取り組みをした議会だというふうに認識しております。さらに言えば、その理由としては、国分寺市で実際あったわけじゃないんですけども、何らかの不正議員が公表しないようにとか、とにかく、自らを律する意味で制定した条例でもあります。

本当に議会に当時いた立場としては、やはりそういうことを自ら制定するというところに、本当に自負するというのも変なんですけど、その当時提出した議員も含めて、議員提出議案ですから、そのときに質疑のやりとりをしたなというのを覚えております。

ただ一方で、30年以上はもう経過いたしました。これに関しては、やはり見直しをするということで10年前にも見直しをしています。見直しの経緯としては、政治倫理審査会で毎年、様々指摘をされております件に関して、10年ぐらい前になりますが、見直しをしまして、一定改善されたところもあります。

私も、議長の時に、毎年審査会から御指摘をいただいているという、内容としては大きく変わらないんですが、同じような指摘がなされているということも経験しています。

そのようなことを経ても、ただ、現実的に条例をどう直すかは非常に限界があるなということも感じておりました。

今回見直そうという動きの中で、私自身は、先進的な条例ですし、それはどうなのかなと思ったんですが、やはり本当に、10年、20年、30年と経過した今、少なくとも、国会議員の皆さんと同様な内容であるということでしたり、一方で本当に疑念がある場合はかなり厳しい調査をするというような内容にも改正されたということでもあります。

当時の状況とは、やはり社会的背景も変わっております。より現実的なところとして、議会として市民への説明責任として政治倫理条例をなくすわけではもちろんありませんし、取り組んでいこうということで、私は今回はこういう結果になったというところはよかったかなと思っております。

改めて今回、条例を読んだんですが、この政治倫理条例の目的の中に「人格と倫理の向上に努め、いやすくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図らないこと」云々とあるんですけれども、内容を見て分かるように、主に資産や口利きですよね、そういうところでのことが疑念にならないようにということが書いてあります。もちろんそれは踏襲するとともに、今回の改正はそういう意味では賛成だということと併せて、今後の課題としては、今、各自治体では政治倫理条例の中に組み込むというよりも、別途、制定してるんですが、ハラスメントの問題に関しても、ハラスメント行為をやらないように、例えば、議員が職員に対して、それもカスタマーハラスメントというような言い方をするようなんですけども、そのようなことにならないようにということで、条例を制定してるところもあります。

そのような動きを受けて、今後の課題として私は、そういう別な面での倫理について、国分寺市議会としても取り組むことも必要ではないかなということ、あえて申し上げさせていただきます。

前段で申し上げましたように、本当に、30年経過した今、今回の見直しというのは、非常に時宜に合ったものではないかと思ひまして、当時いた立場としてあえて意見を申し上げさせていただきました。

○高瀬委員長　　ありがとうございます。御意見ということで承りたいと思います。

ほかの方はよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長　　それでは、議会運営委員会からの提案ということになりますので、お願いいたしました。

後段のところについては、別途、議長とも相談の上、考えていくことかなというふうに思いますので、そのように整理させていただけたらと思いますが、皆さんよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 ありがとうございます。

ではそのように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

○高瀬委員長 では、9番 **議事日程（追加日程）**について、説明をお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長 それでは、議事日程（追加日程第3）（案）を御覧ください。

追加日程として、日程第44は先ほどの意見書第1号の、日程第45は委員会提出議案第1号の即決をそれぞれお願いするものでございます。

日程第46につきましては、閉会中の継続審査について、また日程第47の議員派遣につきましては、閉会中の議員派遣について議長に御一任いただくことをお諮りするものとなっております。

資料10ページ以降につきましては、閉会中の継続審査申出等一覧ということで、記載の委員会について、閉会中の継続審査の申し出がありましたので載せてございます。

説明は以上となります。

○高瀬委員長 議事日程については、よろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 では、お願いいたします。

————— ◇ —————

○高瀬委員長 次に、10番 **その他**について、委員から何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○高瀬委員長 ないようですので、この件を終了します。

————— ◇ —————

○高瀬委員長 では、11番 **次回の議会運営委員会について**、説明をお願いいたします。

○鈴木議会事務局次長 次回の議会運営委員会につきましては、令和8年4月16日木曜日、午前9時30分から第3委員会室で開催となります。

○高瀬委員長 それでは皆様どうぞよろしくお願いいたします。

では以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後4時26分閉会